

質問回答

2024年4月8日

「セネガル国相互運用可能な省庁間データ交換基盤導入プロジェクト」

(公示日:2024年3月27日/調達管理番号:23a00997)について、質問と回答は以下の通りです。

1	<p>P.12 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (7)パイロット版のデータ交換基盤のシステム開発方針について</p>	<p>「セネガル国の国家システム開発の方針として、政府が有する情報システムやデータベースは全て Sénégal Numérique SA.(以下、SENUM SA.)が管轄する国家データセンターのクラウド上にインストールされることを原則としている」との記載があります。 この点、国家データセンターのクラウド上のシステム・アーキテクチャや関連情報は、プロジェクト開始後に別途ご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>国家データセンターのシステム・アーキテクチャに関しては、現時点で入手出来ておらず、プロジェクト開始後に受注者によって、先方より取り付けて頂くことを想定しております。</p>
2	<p>P.17 【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (3)その他 ① 収集情報・データの提供</p>	<p>「位置情報の取得は、可能な限り行う」との記載があります。 この点、具体的にどのような「位置情報」が本業務において取得されることが想定されていますでしょうか。 受注者において個人情報取扱いが生じるか否かの観点でお伺いいたします。</p>	<p>本事業においては、位置情報の取得は想定しておりませんので、企画競争説明書の記載を次のとおり訂正します。混乱を招く記載があり、失礼いたしました。</p> <p>【訂正内容】 企画競争説明書第2章第4条2.(3)①の以下の文言を削除します。</p>

			<p>位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ格納媒体:CD-ROM(CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議) 位置情報の含まれるデータ形式:KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)
3	<p>P.18 【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (3)その他 ⑦ ジェンダー主流化に資する活動</p>	<p>「データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析」との記載があります。 この点、具体的にどのようなデータをジェンダー別に収集することが本業務において想定されていますでしょうか。 受注者において個人情報取扱いが生じるか否かの観点でお伺いいたします。</p>	<p>関連する活動として、第4条2.(1)、成果3“3-7 :ユースケースを基に、ジェンダーと貧困の観点から施策を検討する。”があります。具体的には、DGPSN が管理している貧困世帯のデータベースはジェンダーごとのデータセットがありますが、ANACMU が有する、共済保険のシステムには、ジェンダーごとのデータセットが無い状況です。その為、データ交換基盤を介して、ジェンダーごとのデータが手に入る想定になります。 一方、質問項目2に記載の通り、受注者が個人情報を保存・管理することは想定していません。</p>

<p>4</p>	<p>P.21 【2】特記仕様書(案) 第5条 報告書等 2. 技術協力作成資料 他</p>	<p>企画競争説明書及び特記仕様書(案)を拝見すると、パイロット版データ交換基盤の開発は SENUM SA.への再委託が現実的な選択肢として示されていると理解しました。一方で、開発すべきシステムの要件定義は未了、かつ再委託先業者の力量も要件定義に照らして不明な中で、要件定義完了前にシステム開発も含めたスコープで契約締結を求められているものと理解しております。</p> <p>加えて、特記仕様書(案)には、「パイロット版データ交換基盤プログラム一式」が業務完了報告書に添付すべき技術協力作成資料として指定されており、かつ「完成」が求められているように読み、システムの完成責任・管理責任・履行責任等を受注者側が負うことを求められているかのようにも見て取れます。</p> <p>かかる認識のもと質問しますが、要件定義を完了した時点で、システムの完成責任・管理責任・履行責任等の取り扱いに関する見直しを含めた仕様書変更を交渉する余地はありますでしょうか。</p> <p>ないし、例えば要件定義前後で契約履行期間を予め二分割し、第一期(要件定義)を完了した時点で第二期(システム開発)におけるシステムの完成責任・管理責任・履行責任等の取り扱いに関する見直しを含めた第二期契約交渉を行うといった仕様書に、予め変更することは検討可</p>	<p>本事業で開発された“パイロット版のデータ交換基盤”を基に、事業終了後には、“データ交換基盤”が実装されていくことが想定されますが、受注者は、“データ交換基盤”の実装にかかる、完成責任・管理責任・履行責任等を負うことは求められてはおりません。</p> <p>他方、“パイロット版のデータ交換基盤”に関しては、要件定義で特定された範囲において、実証するために必要な機能の優先順位を付けた上で、受注者には、本格稼働するシステムとしては未完成であってもデータ交換基盤が有効であることを実証していただく想定です。実装する機能の範囲については、要件定義が完了した段階で、発注者とも精査することを想定しています。</p> <p>要件定義が未了の段階では、システム開発を担う現地ベンダー(SENUM SA が有力)への現地再委託の工数、サーバー等の事業用物品の規模を見積もるのは困難な状況ですので、要件定義を了した段階(事業開始後 1 年後を目途)で、見直しを行い、定額計上していた金額を決定することを想定しております。</p> <p>契約金額の変更が必要と判断される場合は、契約変更が想定されますが、受注者の業務や役割には変更が無い想定であるため、本契約は 1 本での契約を想定しております。</p>
----------	--	---	--

		能でしょうか。	
5	P.27 案件概要表 8. 今後の評価計画 (1) 事後評価に用いる基本指標	<p>「導入されたデータ交換基盤を通じて、政府機関における少なくとも 4 つの情報システム (DAF、ANEC、ANACMU、DGPSN) が接続される。」との記載があります。</p> <p>現時点で、企画競争説明書及び「セネガル共和国 相互運用可能な省庁間データ交換基盤 導入支援プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」に記載されている以上の情報として、本プロジェクトで取り扱う想定 of データ項目・量は特定されていますでしょうか。</p> <p>差支えなければ、提案者側にて、必要な人員体制を検討する際の参考にさせていただきたく、追加の開示をお願いいたします。</p>	<p>公開済の報告書で記載の範囲が、現時点で提供可能な調査済の全てのデータ項目になります。</p> <p>報告書にも記載の通り、個人情報保護の観点で、一部公開報告書から落としている箇所もございますので、契約締結の後に追加で開示させて頂く項目もございます。</p>
6	指示書 p.30 共通留意事項「2. 選択項目」	<p>「発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする」とありますが、別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」が添付されておりません。長期専門家及び／もしくは短期専門家の業務内容ならびに調査団との役割分担をお教えてください。</p>	<p>本事業に関しては、本契約とは別に専門家の投入は想定しておりません。</p> <p>本項目は、選択項目であり、選択していないため、該当しません。</p>
7	Record of Discussion p.10	<p>Annex 3 という記述はありませんが、同ページにある Implementation Structure: Joint Coordination Committee が Annex 3 との理解で</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

		よろしいでしょうか。	
8	Record of Discussion p. 11	<p>Joint Coordination Committee の役割と開催頻度は技術協力協定の 3.3 節を参照となっておりますが、ご教示願えますか。</p> <p>また、JCC のコアメンバーは列挙されていますが、誰が議長を務めるか記載されていないようです。ご教示願えますか。</p>	<p>Joint Coordination Committee (JCC) は、先方実施機関と案件の進捗確認や軌道修正の必要性等を定期的に協議する場として、実施します。最低でも年1回は JCC を開催することは必須ですが、プロジェクトスコープの変更等、PMU での協議に留まらず、重要な変更があった場合には、頻度を増やす可能性もございます。</p> <p>また、JCC の議長に関しては、MCTEN が想定されるものの、MCTEN の職位に関しては、現時点で未定です。</p>
9	指示書 p16 成果 2 に関わる活動 2-4: データ交換基盤のアーキテクチャを策定する	<p>「アーキテクチャ」は、定義に幅のある言葉ですが、ここでのアーキテクチャの趣旨をご教示願えますか。</p>	<p>セネガル政府全体でデータ交換基盤を構築する場合におけるエンタープライズアーキテクチャを想定しており、現時点でセネガル政府が有しているシステムの As Is と、データ交換基盤導入による To Be を整理するような業務が想定されます。</p> <p>具体的には、内閣府が発行している“Society5.0 リファレンスアーキテクチャ”の活用等による整理が想定されますが、本項目に関しては、世界銀行が実施しているプロジェクトのスコープとも重複することが想定されるため、事業開始後に世界銀行との役割分担を定めることが想定されます。</p>

以上